

【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長）1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類20件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、不在者投票制度を改め、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について、在外公館投票と郵便等による投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正等を行おうとするものである。

委員会においては、不在者投票制度改正の周知徹底策、在宅投票制度見直しの検討状況、在外投票の対象範囲拡大の必要性等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して5項目の附帯決議が付されている。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）は、身体に重度の障害がある選挙人について、選挙権行使の機会を拡充するため、郵便等による不在者投票の対象者を拡大するとともに、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち自ら投票の記載をすることができないものとして、政令で定めるものについて、代理記載の制度を設けようとするものである。

委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴取した後、選挙権行使の機会の確保策、郵便等投票における代理記載制度の公正性担保等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対して3項目の附帯決議が付されている。

(2) 委員会経過

○平成15年1月20日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成15年5月28日（水）（第2回）

○理事の補欠選任を行った。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月30日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）（衆議院送付）について片山総務大臣、若松総務副大臣、岩永総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第115号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年7月17日（木）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君から趣旨説明を聴き、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理竹本直一君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第40号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年7月28日（月）（第5回）

○請願第48号外19件を審査した。

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第115号）

【要旨】

本法律案は、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、不在者投票制度を改め、期日前投票制度を創設するとともに、在外投票について在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができることとし、あわせて、さいたま市に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 期日前投票に関する事項

- (1) 期日前投票所における投票については、投票の当日に選挙権を有しない者は投票をすることができないものとする。
- (2) 選挙の当日に投票することが困難であると見込まれる選挙人の投票については、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができるものとする。

2 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区については、埼玉県第1区は岩槻市並びにさいたま市見沼区、浦和区及び緑区とし、埼玉県第5区はさいたま市西区、北区、大宮区及び中央区とし、埼玉県第15区は蕨市、戸田市並びにさいたま市桜区及び南区とするものとする。

3 在外投票に関する事項

- (1) 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、次に掲げるいずれかの方法により行わせることができるものとする。

イ 衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日前5日（投票の送致に日数を要する等特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ指定する日）までの間に、自ら在外公館の長（特定の在外公館の長を除く。）の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

ロ 当該選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法

- (2) 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、一時帰国時に衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとする場合において、国内の投票制度を利用して投票することができるものとする。

4 施行期日等に関する事項

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、2については公布の日、3については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) 1による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとし、3による改正後の公職選挙法の規

定は、3の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員又は参議院議員の選挙について適用するものとする。

- (3) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について期日前投票所における投票を電磁的記録式投票機を用いて行うことができるようにするものとする。

【附帯決議】

政府は、国民本位・政党本位の選挙制度を確立するため、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 期日前投票及び不在者投票の投票期間が、選挙の公示又は告示のあった日の翌日から選挙の期日の前日までの間とされたことに伴い、選挙人が投票機会を失することのないよう、その周知徹底を図ること。
- 2 期日前投票及び不在者投票について、本法の立法趣旨等を踏まえ、適正な管理執行に万全を期するとともに、特に指定病院等における不在者投票について、選挙の公正確保に配慮しつつ、適正な管理執行の徹底に努めること。
- 3 在外投票制度の実施状況を踏まえ、できる限り速やかに衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙を在外投票の対象とするための措置を講ずるものとする。
- 4 候補者情報の充実、政治参加の促進、有権者と候補者の直接対話の実現、金のかからない選挙の実現等を図る観点から、IT時代の要請に即応し、インターネットを利用した選挙運動の早期導入に向け、積極的な検討を一層進めること。
- 5 民主主義の質的充実と活性化を促し、有権者の政治的関心を高める観点から、政党のマニフェスト等の導入の環境整備を検討すること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第40号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 郵便等投票の対象者の拡大
郵便等による不在者投票をすることができる選挙人として、介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であるもので政令で定めるものを加えるものとする。
- 2 郵便等投票における代理記載制度の導入
郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、郵便等の方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）をして投票に関する記載をさせることができるものとする。
- 3 罰則
 - (1) 2により投票に関する記載をすべき者が選挙人の指示する候補者の氏名等の記載をしなかったときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。
 - (2) (1)のほか、2により投票に関する記載をすべき者が、投票を無効とする目的をもつ

て、投票に関する記載をせず、又は虚偽の記載をしたときも、(1)と同様とするものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、選挙権が議会制民主主義の根幹をなすことにかんがみ、国民に投票の機会の保障が確保されるよう、次の諸点につき特段の配慮を行うべきである。

- 1 自宅から外出できない障害者、高齢者等の選挙権行使の機会確保に十全を期すため、郵便等による不在者投票の拡充と併せ、選挙管理委員会の職員等が自宅を訪問して投票を受け付ける巡回投票等についても、その導入を検討すること。
- 2 情報化社会の進展に伴い、障害者、高齢者等、誰もが公平かつ容易に使用できるユニバーサルデザインに基づいた電子投票システムを早急に確立すること。
- 3 すべての国民について選挙権行使の機会が確保されるよう、本法の施行状況等を勘案しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
115	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	15. 3. 20	15. 5. 27	15. 5. 30 可決 附帯	15. 6. 4 可決	15. 5. 15 倫理選挙	15. 5. 21 可決 附帯	15. 5. 22 可決

(注) 附帯 附帯決議

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備送付	本院への提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
40	公職選挙法の一部を改正する法律案	倫理選挙委員長 高橋 一郎君 (15. 7. 15)	15. 7. 15	15. 7. 15	15. 7. 16	15. 7. 17 可決 附帯	15. 7. 18 可決			15. 7. 15 可決

(注) 附帯 附帯決議